

第2次野洲市総合計画 後期基本計画（案）の策定について

1. 策定の趣旨

令和3年3月に策定した第2次野洲市総合計画については、前期基本計画が今年度で終了となるため、来年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画を新たに策定しています。また、これに併せて、基本構想の中の「土地利用構想図」についても改訂を行っています。

なお、本市の総合計画の構成と計画期間は次のように定義しています。

名称	内容	計画期間
基本構想	中長期的な視点で将来都市像を明確にし、これを実現するための基本方針を示すもの。	10年 (R3～R12)
基本計画	基本構想で示す将来都市像や基本方針を実現するために必要な施策を体系的に示すもの。	5年 （前期：R3～R7 後期：R8～R12）
実施計画	基本計画の施策に基づいて、主要事業の内容や実施時期を明らかにするもの。	3年 (毎年見直し)

2. 計画の概要

(1) 基本構想の一部改訂

基本構想は計画期間を10年間としているため、今回新たに策定は行いませんが、この中に含まれる土地利用構想図については、今年度編入される見込みの新たな市街化区域を既存市街地として反映するため、改訂を行っています。

これに併せて、土地利用構想図は、まちづくりの進展に伴って変化のあった情報を反映するとともに、より見やすい表現となるよう修正を行っています。

(2) 後期基本計画の新規策定

後期基本計画については、前期基本計画の5年間の取組成果のほか、社会経済状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、前期基本計画をベースとして、これから5年間の施策として新たに策定しています。

基本計画は5つの分野にまたがる24の施策で構成しており、それぞれの施策ごとに、「現状・課題」、「取組方針と主な取組」、「指標」を記載しています。これらの内容について、総合計画審議会の意見のほか、アンケートや市民懇談会での市民意向を踏まえて、各施策を所管する所属にも調整のうえ、現状に即して作成しています。